

第171回山形県都市計画審議会議事録

- 1 日 時 平成26年4月24日（木）14時00分～15時00分
- 2 場 所 山形県生涯学習センター〈遊学館〉3階 第1研修室
- 3 付議事項 別添のとおり
- 4 出席委員 大園委員、國井委員、高谷委員、本間委員、守屋委員、山口委員、佐々木（伊藤）委員、小池（井上）委員、長谷川（千葉）委員、杉山（大坂）委員、小野委員、小松委員、広谷委員、森田委員、森谷委員、加藤委員
16名
- 欠席委員 青柳委員、高橋委員、守本委員、市川委員、遠藤委員、柴田委員
6名
- 5 事務局報告 本審議会が開会要件を満たしていることを報告した。

6 議 事 (議 長)

ただいまから第171回山形県都市計画審議会を開会いたします。

本日の審議会は、公開といたします。

本日の議事録署名委員2名を私から御指名申し上げます。大園委員、山口委員をお願いいたします。

次に、本日の審議会における表決は、挙手の方法によりたいと思います。

今回、知事より本審議会に付議されました案件は、皆様のお手元に差し上げております議案書のとおり、2案件でございます。

付議事項について当局の方から説明をお願いいたします。

(中山県土整備部次長)

県土整備部次長の中山でございます。

本日は、委員の皆様方には、御多用のところ御出席いただきまして誠にありがとうございます。知事が所用で出席できませんので、知事に代わって提案させていただきます。

本日の案件は、2案件でございます。前回3月14日に開催いたしました第170回審議会において、付議いたしました但審査継続、事務局取り下げした案件の、天童市及び寒河江市における「産業廃棄物処理施設の位置について」でございます。建築基準法第51条のただし書により付議さ

れるもので、今回改めて審議していただくこととなります。

それぞれの内容につきましては、事務局より御説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

(議 長)

それでは、議第1号「産業廃棄物処理施設の位置について(天童市)」、議第2号「産業廃棄物処理施設の位置について(寒河江市)」この2つを一括して議題に供したいと思ひます。

なお、両議題とも産業廃棄物施設の案件でありますので、説明後の質疑につきましても、一括して行いたいと思ひますので、あらかじめ申し添えます。では、事務局の説明を求めます。

(議案書及び資料により石川建築行政主幹が説明)

(議 長)

ありがとうございました。それでは、2つの付議の案件について合同で行いたいと思ひます。御意見、御質疑はございませんか。

私から1点質問いたします。1日あたりの搬入出台数の増加について、ツチャククリーンが最大値をとっているのに対し、井上工業が計画台数となっているのですが、最大値でも同じという意味でしょうか。

(石川建築行政主幹)

井上工業の増設分19.5t/日が最大値であり、これが搬入出6台の増加という意味です。

(小野委員)

委員に選任され今回初めて参加しますが、前回この議案が決まらなく、継続になった理由はそれぞれ何でしょうか。

(石川建築行政主幹)

ツチャククリーンについては、木くず破碎処理能力が101.5t/日から200.2t/日の機械に入れ替えるという申請にあたって、事業者の更新後の稼働計画では搬入出の増加台数が1台としていることに対し、一般的にみるともっと増えるのではないかという指摘がありました。これに対し、明確な回答ができなかったためです。

井上工業については、0.3haの敷地面積がある場合は幅員9m以上

の道路に接するという許可基準があるのに対し、緩和基準の6 mを適用し7 mの道路でも支障がないとした理由を説明できなかったこと、もう1点が、近隣住宅周辺での騒音の影響について、前は59 dBと高い数値が計測され、その理由が周辺でせみが鳴いていたためとされており、正確な数値ではないという指摘があったためです。

(小野議員)

井上工業の近くにはいこいの森という公園があります。花見の季節や連休など多くの人を訪れるという状況があること。また、高速道路から井上工業の方へ移動する場合、坂が急になっておりカーブが危険で冬の雪道だと大変危険ということ。この点についてどう思われますか。

それに合わせ、県道日和田松川線の拡幅工事及び整備の要望が出ていることについてもどう思われますか。

(石川建築行政主幹)

冬の雪道に関しては、今まで特別問題は出ておりません。

(奥山都市計画課長)

道路の拡幅については、都市計画のサイドからは直接的にはお答えできませんが、今回お話しがあったことについては、道路所管のサイドの方にも伝えてまいります。

(議長)

大坂委員、前回御意見がありました、何かありませんか。

(大坂委員)

前回の審議会では井上工業の道路の許可基準について緩和基準を適用し幅員7 mで支障がないとした理由がなかったので質問させていただきましたが、この件については先程説明していただきました。

(加藤委員)

事業者から申請があった際に申請内容について、しっかりとしたデータで審議会に付議するよう、きちんとした指導を行ってほしい。

(石川建築行政主幹)

このような許可案件につきましては、申請者、市町村、総合支庁や関係

各所に対し、今回いただいた御意見を広く伝え、今後このようなことがないように努めてまいります。

(議 長)

よろしくお願ひいたします。他に御意見はないでしょうか。

それでは他にないようですので、2つの議題について、それぞれ採決したいと存じます。

まず、議第1号「産業廃棄物処理施設の位置について(天童市)」に関してこれより採決いたします。議第1号に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(議 長)

挙手全員でございます。

よって、本案については原案のとおり決定いたしました。

(議 長)

次に、議第2号「産業廃棄物処理施設の位置について(寒河江市)」に関してこれより採決いたします。議第2号に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(議 長)

挙手全員でございます。

よって、本案については原案のとおり決定いたしました。

(議 長)

以上をもちまして、知事より本審議会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

知事に対する答申文の作成につきましては、私に御一任くださるようお願いいたしたいと存じますがいかがでしょうか。

(異議なしの声)

御異議がないようでございますので、そのようにさせていただきたいと思ひます。

委員の皆様におかれましては、終始慎重な御審議をいただきありがとうございました。これもちまして、本日の審議を終了いたします。

(終了 15時00分)

平成26年4月24日